

○ 財務省告示第 212 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 4 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 8 日

財務大臣 加藤 勝信

- | | | |
|-----|---|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（30 年）（第 87 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項並びに特別会計に関する法律
（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1
項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以
下「価格競争入札」という。）による
発行（以下「価格競争入札発行」とい
う。）及び価格競争入札と同時に行わ
れる入札であって、財務大臣が各国債
市場特別参加者ごとに応募限度額を定
めるものによる発行（以下「国債市場
特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」
という。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| (1) | 価格競争入
札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものか
らその応募額を順次割り当てる。 |
| (2) | 国債市場特
別参加者・
第 I 非価格
競争入札発
行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度
額の範囲内において各申込みの応募額
を割り当てる。 |

6 発行額

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 価格競争入
札発行 | 額面金額で 529,300,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 290,413,900,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 149,759,100,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 89,127,000,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・
第 I 非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 170,100,000,000 円 |

7 払込金額

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| (1) 価格競争入
札発行 | 528,541,350,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・
第 I 非価格競争入札発行 | 169,861,860,000 円 |

8 最低額面金額

50,000 円

9 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発行日

令和 7 年 7 月 4 日

11 発行価格

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 価格競争入
札発行 | 額面金額 100 円につき 99 円 55 銭以上のそれぞれの応募価格 |
|------------------|-------------------------------------|

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 86 銭
12 利率	年 2.8%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{2.8}{100} \times \frac{14}{365}$
14 初期利子	令和 7 年 12 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額 面 金 額} \times \frac{2.8}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第 2 期以後の利子	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
16 償還期限	令和 37 年 6 月 20 日
17 償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和 7 年 7 月 4 日